

2. 審査委員会に関する事項 他

(1) 審査選定について

1) 審査委員会について

審査委員については具体的な人選に応じて検討すべきであるが、必要とされる専門分野等は、まちづくり・祭り、商業、景観・歩行者空間、港湾・旅客船、観光、一般市民、行政、下関市民以外である。

なお、一般市民については委員の世代間等の構成を踏まえ、公募することが適当である。

2) 審査における留意点について

選定審査委員会における審査の具体は、選定審査委員会において議論されるべきものであり、本委員会では、審査委員会での審査を補完する事項の留意点について意見を取りまとめる。

- ① 形式審査については、応募数に応じ柔軟に対応することが必要である。
- ② 経営診断については、一定の要件を満足するかどうかの観点で評価を得ようとするものであり、審査委員会での取り扱い方法に留意することが必要である。
- ③ 市民一般の傾向については、特に若手世代の動向を把握することも含め検討すべきである。

(2) その他

本事業の実現により、ウォーターフロントがさらに活性化することが期待されるが、そのこととあわせて、来訪者の車の適切な誘導等とおし交通の円滑性を確保するとともにこの賑わいを既存市街地の活性化につなげていくこと、新たな港湾再開発の場におけるお祭りの場などに利用可能なオープンスペースの確保について検討し取り組むことが望まれる。